

医療法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

◎医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（広告することができる診療科名）</p> <p>第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。</p> <p>一 医業については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>イ 内科</p> <p>ロ 外科</p> <p>ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理的な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>(1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（広告することができる診療科名）</p> <p>第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。</p> <p>一 医業については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科</p>

(3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療

、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的
処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表
す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの
疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつ
て、厚生労働省令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿
器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション
科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生
労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見
及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚
生労働省令で定めるものを除く。）

二 歯科医療については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより
組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理
な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く
。）

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するもの
として厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的
処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域
を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

二 歯科医療については、歯科、矯正歯科、小児医科及び歯科口腔外
科

2 前項第一号二(1)に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

- 一| 産婦人科 産科又は婦人科
- 二| 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

- 一| 神経科 神経内科
- 二| 消化器科 胃腸科
- 三| 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科
- 四| 産婦人科 産科又は婦人科